

地方独立行政法人法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第33号

地方独立行政法人法施行細則の一部を改正する規則

地方独立行政法人法施行細則（平成17年岩手県規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(中期計画の認可の申請等)</p> <p>第3条 法人は、法第26条第1項前段の規定により中期計画の認可を受けようとするときは、申請書に中期計画を添付して、当該中期計画の最初の事業年度の開始の日の30日前までに（法人の成立後最初の中期計画については、法人の成立後遅滞なく）、知事に提出しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(中期計画に記載する業務運営に関する事項)</p> <p>第4条 法第26条第2項第7号の規則で定める業務運営に関する事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(年度計画の記載事項等)</p> <p>第5条 法人は、法第27条第1項前段の規定により年度計画を届け出るときは、届出書に、中期計画に定めた事項に関して当該事業年度において実施すべき事項を記載した年度計画を添付して、知事に提出しなければならない。</p> <p>2 法人は、法第27条第1項後段の規定により前項の年度計画の変更を届け出るときは、変更した事項及びその理由を記載した届出書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(各事業年度に係る業務の実績報告)</p> <p>第6条 法人は、法第28条第1項の規定により各事業年度における業務の実績について地方独立行政法人法施行条例（平成16年岩手県条例第50号）に規定する岩手県地方独立行政法人評価委員会（以下「委員会」という。）の評価を受けようとするときは、前条第1項の年度計画に定めた事項ごとにその実績を明らかにした報告書を、当該事業年度の終了後3月以</p>	<p>(中期計画の認可の申請等)</p> <p>第3条 法人は、法第26条第1項前段の規定により中期計画<u>（同項に規定する中期計画をいう。以下同じ。）</u>の認可を受けようとするときは、申請書に中期計画を添付して、当該中期計画の最初の事業年度の開始の日の30日前までに（法人の成立後最初の中期計画については、法人の成立後遅滞なく）、知事に提出しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(中期計画に記載する業務運営に関する事項)</p> <p>第4条 法第26条第2項第7号の規則で定める業務運営に関する事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>中期目標（法第25条第1項に規定する中期目標をいう。以下同じ。）の期間を超える債務負担（公立大学法人（法第68条第1項に規定する公立大学法人をいう。以下同じ。）に限る。）</u></p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(年度計画の記載事項等)</p> <p>第5条 法人は、法第27条第1項前段の規定により年度計画<u>（同項に規定する年度計画をいう。以下同じ。）</u>を届け出るときは、届出書に、中期計画に定めた事項に関して当該事業年度において実施すべき事項を記載した年度計画を添付して、知事に提出しなければならない。</p> <p>2 法人は、法第27条第1項後段の規定により年度計画の変更を届け出るときは、変更した事項及びその理由を記載した届出書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(各事業年度に係る業務の実績報告)</p> <p>第6条 法人は、法第28条第1項の規定により各事業年度における業務の実績について地方独立行政法人法施行条例（平成16年岩手県条例第50号）に規定する岩手県地方独立行政法人評価委員会（以下「委員会」という。）の評価を受けようとするときは、年度計画に定めた事項ごとにその実績を明らかにした報告書を、当該事業年度の終了後3月以内に委員会に</p>

内に委員会に提出しなければならない。

(重要な財産の処分等の認可の申請)

第15条 [略]

提出しなければならない。

(重要な財産の処分等の認可の申請)

第15条 [略]

(出資の認可の申請)

第16条 公立大学法人は、法第77条の3の規定により出資の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 出資先の名称、住所又は居所及び代表者名（出資先が投資事業有限責任組合（投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）第2条第2項に規定する投資事業有限責任組合をいう。以下同じ。）である場合にあっては、当該投資事業有限責任組合の名称及び事務所の所在地並びに無限責任組合員の氏名又は名称及び住所）

(2) 出資に係る財産の内容及び評価額

(3) 出資を行う時期

(4) 出資を必要とする理由

(5) その他知事が必要と認める事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 出資先の定款その他の基本約款（出資先が投資事業有限責任組合である場合にあっては、当該投資事業有限責任組合の組合契約書）又はこれに準ずるもの

(2) 出資先の貸借対照表、損益計算書その他の財務に関する書類

(3) その他知事が必要と認める書類

(長期借入金の認可の申請)

第17条 公立大学法人は、法第79条の3第1項又は第2項の規定に基づき長期借入金の借入れの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 借入れを必要とする理由

(2) 長期借入金の額

(3) 借入先

(4) 長期借入金の利率

(5) 長期借入金の償還の方法及び期限

(6) 利息の支払の方法及び期限

(7) その他知事が必要と認める事項

2 前項の申請書には、長期借入金の借入れにより調達する資金の用途を記載した書面を添付しなければならない。

(債券の発行の認可の申請)

第18条 公立大学法人は、法第79条の3第1項又は第2項の規

定に基づき債券（同条第1項に規定する債券をいう。以下同じ。）の発行の認可を受けようとするときは、債券の募集の日の20日前までに次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

（1）発行を必要とする理由

（2）地方独立行政法人法施行令（平成15年政令第486号）第23条第3項第1号から第8号までに掲げる事項

（3）債券の募集の方法

（4）発行に要する費用の概算額

（5）第2号に掲げるもののほか、債券に記載しようとする事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

（1）作成しようとする債券の申込証

（2）債券の発行により調達する資金の使途を記載した書面

（3）債券の引受けの見込みを記載した書面（償還計画の認可の申請）

第19条 公立大学法人は、法第79条の4の規定により償還計画の認可を受けようとするときは、法第27条第1項前段の規定により年度計画を届け出た後遅滞なく、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。ただし、償還計画の変更の認可を受けようとするときは、その都度提出しなければならない。

（1）長期借入金の総額及び当該事業年度における借入見込額並びにその借入先

（2）債券の総額及び当該事業年度における発行見込額並びに発行の方法

（3）長期借入金及び債券の償還の方法及び期限

（4）その他知事が必要と認める事項

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。